

独立行政法人水産総合研究センターについて

(独)水産総合研究センター

< 予算、組織 > (平成14年度)

支出予算額：206億円
うち国費：205億円
国費以外：1億円

常勤役員数：3名(監事含む)

海洋水産資源開発センター

< 予算、組織 > (平成14年度)

支出予算額：65億円
うち国費：37億円
国費以外：28億円
常勤役員数：3名(監事含む)

(社)日本栽培漁業協会

< 予算、組織 > (平成14年度)

支出予算額：26億円
うち国費：22億円
国費以外：4億円
常勤役員数：5名(監事含む)

独立行政法人水産総合研究センターへ統合

独立行政法人水産総合研究センター

《主な業務》

試験研究・技術開発関係業務

水産に関する総合的な試験及び研究、調査、分析、鑑定、講習
試験及び研究のための種苗、標本の生産及び配布
栽培漁業に関する技術の開発 ほか

海洋水産資源開発関係業務

海洋水産資源の開発及び利用の合理化を図るための調査、情報又は資料の収集提供 ほか

《予算、組織》(平成15年度)

支出予算額：261億円
うち国費：230億円
国費以外：31億円

常勤役員数：8名(監事含む)

備考：予算額は上半期の各法人の予算額と統合後の新法人の予算額の合計額である。

中期目標（案）	中期計画（素案）
<p>第1 中期目標の期間 独立行政法人水産総合研究センター（以下「センター」という。）の中期目標の期間は、平成13年4月1日から平成18年3月31日までの5年間とする。</p> <p>第2 業務運営の効率化に関する事項 運営費交付金を充当して行う管理運営及び業務に要する経費については、<u>業務の効率化等を進め、中期目標の期間中、人件費、新規に追加されるもの、拡充分等を除き毎年度平均で、少なくとも前年度比1%の経費節減を行う。</u></p> <p>1 評価・点検の実施 運営状況、研究成果等について、外部専門家・有識者等の意見を参考にして適正に評価し、その結果を資源配分や業務運営等に反映させるとともに、知的所有権等に配慮しつつ、公表に努める。また、<u>各業務の特性を考慮しつつ、公正さと透明性を確保した研究職員及び調査技術職員の業績評価を行い、評価結果を処遇等に反映させる。</u></p> <p>2 競争的環境の醸成 積極的な外部資金の獲得及び研究評価に基づく研究資源の重点的配分を行い、競争的研究環境を醸成する。</p>	<p>第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 <u>独立行政法人水産総合研究センター（以下「センター」という。）においては、独立行政法人水産総合研究センター法の一部を改正する法律（平成14年法律第131号。以下「改正センター法」という。）の規定により新たに追加された海洋水産資源の開発及び利用の合理化のための調査等の業務（以下「開発調査等」という。）及び栽培漁業の技術の開発等の業務（以下「技術開発」という。）の業務を含め、文書の電子化、連絡調整の効率化等を図ることにより、光熱水料、会議費、複写に要する経費等を節減し、運営費交付金を充当して行う管理運営及び業務に要する経費について、中期計画の期間中、人件費を除き毎年度平均で少なくとも前年度比1%の経費節減を行うとともに、効率的な業務の実施体制を整え、資源の効果的な配分、活用を図ることとする。</u></p> <p>1 評価・点検の実施 (1) 外部委員を加えた評価委員により、センターの運営評価を行い、その結果を業務運営に反映させるとともに公表する。 (2) センターにおいて、調査・研究の推進方策・計画、進捗状況、成果等の評価を行い、その結果を資源の配分等業務運営に反映させるとともに公表する。 (3) 評価項目、評価基準を定めて職員に周知し、職員の評価を行い、その結果を処遇に反映させる。</p> <p>2 競争的環境の醸成 (1) 外部資金の獲得 中期目標の達成に有効な競争的資金等外部資金を積極的に獲得する。 (2) 資源の重点的配分 評価を、各研究所及び栽培漁業センター並びにセンター全体の2段階において実施し、資源の重点的配分を行うことにより競争的環境を醸成する。</p>

3 調査・研究支援業務の効率化及び充実・高度化

(1) 施設、船舶、機械等の整備に努め、国公立機関、大学等との相互利用を含め、効率的な運用を図る。

(2) 船舶の運航管理、研究情報の利活用・広報、技術開発情報の収集及び集書・蔵書等の調査・研究支援業務を充実・高度化し、効率的に運営する。

4 調査・研究の連携と協力の推進

国公立機関、他の独立行政法人、大学、民間、海外機関、国際研究機関等との共同研究等による連携・協力及び研究者等の交流を積極的に行う。

5 管理事務業務の効率化

事務処理の迅速化、簡素化、文書資料の電子媒体化等を進め、管理事務

3 調査・研究支援業務の効率化及び充実・高度化

(1) 施設、船舶、機械等の効率的活用の方策

利用計画の作成、他機関との共同研究の積極的な推進により、施設、船舶、機械の効率的な活用を図る。特に、機器については、配置の見直しをも含め効率的な活用を図る。また、業務の実施に支障を及ぼさない範囲において、センター以外の機関からの利用について便宜を図る。

(2) 調査船調査業務の効率的な推進の方策

調査船については一元的に管理し、運航日数の調整、調査計画の共同企画等により、効率的運航を図る。また、装備の高度化と船舶職員の専門性を高めることにより、各種調査の充実を図る。

(3) 情報、図書業務及びその他の業務の効率的な推進の方策

ア 研究情報等に関するデータベースとその利用・検索システムを開発する。また、研究データの管理、研究情報の作成・発信、特許等知的所有権の出願・管理等を一元的に行い、データの効率的利用と国民へのサービスの向上を図る。

イ 全国における放流用種苗の生産、中間育成、放流の実施状況等に関するデータを収集するとともに、栽培漁業種苗生産、入手・放流実績データベースとして管理し、データの効率的利用を図る。

ウ 学術誌等の効率的購入と充実に努めるとともに、蔵書、資料類を一元的に管理し、書庫の合理的利用を図る。また、書誌情報の電子化により、情報検索等のサービスの省力化、迅速化を図る。

エ 重点支援研究員制度等を積極的に活用し、分析、同定、機器の保守・管理等の円滑な推進を図る。また、センター以外の機関において安価で良質なサービスが得られる場合には、アウトソーシングを行う。

4 調査・研究の連携と協力の推進

(1) 各種の連絡会等を通じて他の独立行政法人との連携を図る。また、水産業界関係試験研究推進会議等を通じて、都道府県、民間等の試験研究機関との連携を強化するとともに、連携大学院制度の活用や、研究者の交流及び共同研究の実施により、調査・研究の効率化・活用化を図る。

(2) 技術開発を行うに当たっては、都道府県等の栽培漁業関係機関や指定法人等と各種会議等を通じて緊密な連携を図るとともに、共同調査等を実施することにより成果の速やかな普及を図る。

(3) 開発調査等を行うに当たっては、都道府県、漁業団体、民間等との積極的な連携を図り、業務の効率化に努める。

(4) 二国間協定や国際条約に基づく共同研究等海外の研究機関との共同研究等を実施し、研究の連携に努める。

(5) 国の助成により公立機関等が実施する研究等への協力を行う。

5 管理事務業務の効率化

文書の電子化を進めるとともに、センターの組織間をネットワークで結び、

業務の効率化に努める。
また、独立行政法人水産総合研究センター法の一部を改正する法律（平成14年法律第131号）の規定により追加される業務に係る管理事務業務については、重複を整理し法人全体の管理事務部門に集約化すること等により業務の効率化を図る。

第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

調査・研究の基礎から応用、実証までの一貫した業務の成果を一元的に国民に提供すべく、以下の各項目の業務を有機的に連携させつつ、それぞれの業務の質の向上を図る。

1 試験及び研究、調査並びに技術の開発

(1) 重点研究領域

【略】

(2) 栽培漁業に関する技術の開発

「沿岸漁場整備開発法」（昭和49年法律第49号）第6条第1項の規定により農林水産大臣が定める「水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本方針」に基づき、水産生物の機能の解明及び積極的な資源造成に関する研究等と連携し、水産資源の持続的な利用を確保するため、重要海産魚介類等について、栽培漁業に関する技術を開発する。

(3) 研究及び技術の開発の推進方向

研究及び技術の開発に係る目標の作成に当たって、次のように定義した用語を主に使用して段階的な達成目標を示す。また、研究対象等を明示することにより、必ず達成すべき目標を具体的に示す。

取り組む： 新たな課題に着手して、研究及び技術の開発を推進すること。

把握する： 現象の解明を目的として、科学的データを収集・整理し、正確に理解すること。

解明する： 原理、現象を科学的に明らかにすること。

開発する： 利用可能な技術を作り上げること。

確立する： 技術を組み合わせて技術体系を作り上げること。

ア 重点研究領域

【略】

イ 栽培漁業に関する技術の開発

(ア) 健全な種苗の生産技術の開発

健全な種苗を確保するため、重要海産魚介類について、優良親魚の養成技術及び採卵技術の開発、並びに健全な種苗の飼育技術の開発等の栽培漁業に関する技術を開発する。

会計処理、資産管理、人事管理、文書管理等の業務の効率化に資するシステムを導入する。また、事務処理に係る新たなソフトウェア等の導入を行う。また、改正センター法の規定により追加される業務に係る管理事務業務については、重複を整理し法人全体の管理事務部門に集約化すること等により業務の効率化を図る。

第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

調査・研究の基礎から応用、実証までの一貫した業務運営を一元的に実施して成果を国民に提供すべく、以下の各項目の業務を有機的に連携させつつ、それぞれの業務の質の向上を図る。

1 試験及び研究、調査並びに技術の開発

【略】

(6) 栽培漁業に関する技術の開発

ア 健全な種苗の生産技術の開発

(ア) 優良親魚の養成技術及び採卵技術の開発

増養殖魚介類の高度飼養技術に関する研究と連携し、ブリ類、クロマグロ及びクルマエビ等重要海産魚介類において、健全な卵を計画的、かつ大量に確保する技術の開発に取り組む。また、主要な対象種については養成用飼餌料や添加物が親魚の成熟に与える効果を把握するとともに、繁殖特性に応じ

(イ) 資源添加技術の開発と放流効果の実証

放流魚の生残率向上のため、中間育成の技術及び放流関連技術の高度化を行う。また、放流効果の実証のためのモニタリング手法を開発する。

(ウ) 希少水生生物の増殖技術の開発

絶滅の危機に瀕している希少水生生物であるウミガメ類の存続を図るため、その増殖技術の開発に取り組む。

2 海洋水産資源の開発及び利用の合理化のための調査等

「海洋水産資源開発促進法」(昭和46年法律第60号)第3条第1項の規定により農林水産大臣が定める「海洋水産資源の開発及び利用の合理化を図るための基本方針」に基づき、重点研究領域に示す水産資源の持続的利用のための調査研究等と連携しつつ、以下の調査等を実施する。

なお、調査の実施に当たっては、費用対効果分析を可能な限り実施した上で、資源の重点配分を図る。

(1) 海洋水産資源の開発及び利用の合理化のための調査

外国200海里内及び公海域において、海洋水産資源の持続的利用及び生態系の保全等に配慮しつつ新たな漁場の漁業生産等に係る調査を行い、企業化の可能性を評価する。また、我が国周辺海域において、漁場の生産力の増進及び利用の合理化を図るための中層型浮魚礁を利用した漁場造成

て水温や照度等の飼育環境をコントロールすることにより成熟・産卵を制御する技術を開発する。

(イ) 健全な種苗の飼育技術の開発

ヒラメ等重要海産魚介類について、種苗の飼育及び量産技術の開発、並びに減耗要因の防除技術の開発に取り組む。また、量産のための飼育環境や栄養条件が成長や生残に及ぼす影響を把握する他、対象種の特性に応じた飼育管理技術並びに効率的な飼育装置等を開発する。

(ウ) 餌料生物の効率的培養及び利用技術の開発

ワムシ等の餌料生物の培養特性を解明し、良質な餌料生物の計画的、安定的、かつ簡便な培養技術を開発する他、優良な株の保存技術の開発に取り組む。また、ヒラメ等の魚種に最適な餌料生物の栄養強化手法、及びワムシの効率的で安定した輸送手法を開発する。

イ 資源添加技術の開発と放流効果の実証

(ア) 中間育成技術の開発及び放流関連技術の高度化

トラフグ等について放流種苗の中間育成手法、生き残りを高める放流技術の向上に取り組む。また、放流に必要な標識技術や調査手法の開発に取り組む。

(イ) 放流効果の実証

我が国周辺海域における主要水産資源の生物特性の把握及び評価・管理手法の高度化に関する研究と連携し、ヒラメ、ニシン等について市場調査法を用いた放流効果の定量的把握、並びに放流効果の実証に必要なモニタリング手法を開発する。また、瀬戸内海東部海域においてサワラの放流効果を把握する。

(ウ) 希少水生生物の増殖技術の開発

絶滅の危機に瀕しているウミガメ類について、親の長期養成技術、産卵・ふ化管理技術、飼育技術及び放流手法等の開発に取り組む。

2 海洋水産資源の開発及び利用の合理化のための調査等

(1) 海洋水産資源の開発及び利用の合理化のための調査

ア 海洋の新漁場における漁業生産の企業化の推進

まぐろはえなわ、海外まき網、いか釣り、かつお釣り等の漁業種類を調査対象として、広域性水産資源の評価及び持続的利用技術の開発等の研究と連携しつつ、太平洋中・東部海域等の各漁業種類の調査海域において、漁場の縁辺的拡大、漁獲物の付加価値向上、効率的な周年操業等を調査課題とする

等に係る調査を行い、経済的な効果等を評価する。さらに、海洋水産資源の動向に即しつつ漁業経営の改善を図るための新たな漁業生産システム等に係る調査を行い、企業化の可能性を評価する。

(2) 海洋水産資源の開発及び利用の合理化に関する情報及び資料の収集及び提供

海洋水産資源の開発及び利用の合理化に関する内外の情報及び資料を収集し、公表するとともに、蓄積されているデータ等の電子化を推進する。

3 専門研究分野を活かした社会貢献

(1) 分析及び鑑定

センターの有する高い専門知識が必要とされる分析、鑑定を実施する。

(2) 講習、研修等

講習会の開催、公立機関、民間、大学、海外機関等外部機関からの研修

各漁業生産に関する調査を実施し、計画した調査課題の実績評価については、調査の実施状況、調査課題の進捗状況、事業収支等を指標として評価を行うとともに、企業的な可能性の評価については、対象とした各漁業種類の調査海域内の漁場における漁獲量、製品数量等の具体的な数値目標を指標にして漁業生産の企業化を判定する。

イ 海洋の漁場の生産力の増進及び利用の合理化の推進

近海かつお・まぐろ漁業を調査対象として、水産資源の持続的利用のための基盤技術の高度化等の研究と連携しつつ、北太平洋西部海域の水深 2,000 ~ 3,000 m の大水深域に中層型浮き魚礁を設置して漁場形成調査等を実施し、計画した調査課題の実績評価については、調査の実施状況、調査課題の進捗状況、事業収支等を指標として評価を行うとともに、経済的な評価については、既存漁場での漁獲量等の具体的な数値目標を指標にして造成漁場における増産効果を評価する。

また、トラフグを対象とした東シナ海のはえなわ漁業等の沖合漁業において、小型魚の保護、選択式漁具の採用等に関する調査を実施し、資源管理措置についての漁業者間の合意形成に必要な科学的情報を収集提供する。

ウ 海洋の漁場における新漁業生産方式の企業化の推進

大中型まき網、沖合底びき網（2そうびき、かけまわし）、遠洋底びき網漁業等を調査対象として、地域水産業の生産性向上のための基盤整備技術の開発等の研究と連携しつつ、生産コストの削減、漁獲物の付加価値向上、漁労作業の効率化等を調査課題とする調査を実施し、計画した調査課題の実績評価については、調査の実施状況、調査課題の進捗状況、操業工程の作業効率、事業収支等を指標として評価を行うとともに、企業化の可能性の評価については、対象とした新漁業生産方式による採算分岐金額、生産数量等の具体的な数値目標を指標にして企業化を判定する。

(2) 海洋水産資源の開発及び利用の合理化に関する情報及び資料の収集及び提供

開発調査で得られた結果については、調査終了後3月以内にとりまとめ、報告書の配付、報告会の開催等により、関係漁業者等へ調査成果の速やかな情報提供を行うとともに、漁業の実態等に関する内外の学術誌、図書等の収集・整理を行い、蔵書の80%以上について目次レベルでの電子検索を可能とする。また、調査で得られたデータ等の資料を整理・保管し、報告書は全て電子化する。さらに、各種イベントでの展示等により有効活用を図るとともに、ホームページの活用等により、広く調査活動に関する啓発を行う。

3 専門分野を活かした社会貢献

(1) 分析及び鑑定

他機関では対応困難な水産生物及び水産食品の成分等の分析、水産生物の同定、判別等、高度な専門知識が必要とされる分析及び鑑定を実施する。

(2) 講習、研修等

資源解析、リモートセンシング、海洋測器等の講習会を年3回以上実施し、

生の受入れ等を行う。

(3) 国際機関、学会等への協力
国際機関への専門家の派遣や学会等への協力を行う。

(4) 各種委員等
センターの有する専門知識を活用して各種委員等を担う。

(5) 行政施策への協力
行政機関からの依頼に応じて、総合的かつ高度な専門的知識を活用して調査や技術開発等を行う。また、行政機関が推進する放流効果等の実証について、栽培漁業に関する技術の開発業務の成果等を活用し、協力する。
さらに、必要な会議等に参加する。

【略】

4 成果の公表、普及・利活用の促進

(1) 成果については、学術誌等への投稿、学会等での発表、機関誌の発行等により積極的に公表する。

技術情報を提供する。また、国や団体等が主催する講習会等に積極的に協力する。さらに、国内外からの研修生を積極的に受け入れ、人材育成、技術水準の向上、技術情報の移転等を図る。加えて、開発された栽培漁業に関する技術については実技研修等を行い、新しい技術を移転・普及する。

(3) 国際機関、学会等への協力

ア 国際機関及び国際的研究活動への対応

国際連合、経済協力開発機構（OECD）、北太平洋海洋科学機関（PICES）、東南アジア漁業開発センター（SEAFDEC）等の国際機関への職員の派遣及び諸会議への参加等積極的な対応を行う。また、他国の研究機関との交流及び国際プロジェクト研究への参画を積極的に行い、組織レベルでの連携を強化する。

イ 学会等学術団体活動への対応

日本水産学会等の国内外の関連学会等の諸活動に積極的に対応する。

(4) 各種委員会等への対応

高度な専門知識が要求される各種委員会等に積極的に対応する。

(5) 行政施策への協力

【略】

イ 国際漁業資源の適切な保存・管理の推進

我が国が関係する国際漁業管理機関（日ロ漁業委員会、ミナミマグロ保存委員会等）において管理される魚種・系群について、科学的根拠に基づく適切な保存管理措置を講じるために必要なデータの収集、解析等を行う。また、これらのデータ収集にあたって漁船等に乘船し、科学調査活動を行う科学オペレーターの養成及び確保を図る。さらに、国際漁業管理機関が主催する会議に参加し、資源管理に必要な的確な科学的助言、及び関係者等への情報提供等を行う。

【略】

ケ 栽培漁業のシステム構築の検討と指導・助言

「沿岸漁場整備開発法」（昭和49年法律第49号）第6条第1項の規定により農林水産大臣が定める「水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本方針」に基づき、都道府県等が実施する種苗生産、中間育成、放流、放流効果把握等からなる一連のシステム構築に資するため、栽培漁業に関する技術の開発業務で副次的に得られた卵、種苗等を用いて、都道府県等と連携して栽培漁業の技術に関する実証を行う。その際、モニタリングの実施が必要であるために、水産庁と共同で開催する栽培漁業ブロック会議等を通じて、都道府県等に対してモニタリング体制の整備への指導・助言を行う。

【略】

4 成果の公表、普及・利活用の促進

(1) 成果は、国内外の各種学術誌、専門誌、普及誌、学会等を活用して積極的に発表するとともに、研究報告等の機関誌を発行する。適切なテーマを

平成 17 年度において、研究職職員の学術誌等の論文公表数を研究職職員一人当たり 0.9 編以上、技術開発業務における技術報告を年間 2 回以上、開発調査等業務における調査報告を年間 8 編以上とする。また、特許等についてはセンターで毎年 7 件以上を出願する。

(2) 普及に移しうる成果はデータベースやマニュアル作成等により利活用の促進を図る。また、主要な成果については、随時マスメディアやホームページ等を通じて積極的に広報する。17 年度における目標件数は、マニュアル等については 8 編以上、ホームページによる成果の公表は 38 件以上とする。

(3) 成果を広めるために、毎年研究所等を一般公開するほか、観覧業務を実施する。

第 4 財務内容の改善に関する事項

1 収支の均衡

適切な業務運営を行うことにより、収支の均衡を図る。

【略】

2 外部資金の獲得

第 5 その他業務運営に関する重要事項

任期付任用制度の活用、職の公募等により、内外の優れた人材を確保する。

設定してセンター主催のシンポジウムを開催する。

ア 研究業務に従事する研究職職員の学術誌等の論文公表数を、平成 13 年度には研究職職員一人当たり 0.8 編以上、17 年度には研究職職員一人当たり 0.9 編以上とする。また、センターの研究報告を発行する。

イ 技術開発業務の成果については技術報告として取りまとめ、17 年度には 2 回以上刊行するほか、主要な成果の学術誌等への論文公表を 20 編以上とする。

ウ 開発調査等業務の成果は調査報告として取りまとめ、17 年度には 8 編以上を刊行する。

エ 知的所有権となり得る特許等は、センターで毎年 7 件以上を出願する。また、取得した知的所有権に関する情報については、ホームページ等で積極的に公表する。

(2) 成果は、積極的に単行本やマニュアル等の公刊図書として取りまとめ発行する。また、主要な成果については、随時マスメディアやホームページ等を通じて積極的に広報する。

ア 単行本やマニュアル等の公刊図書の刊行は、17 年度には 8 編以上とする。

イ 主要な成果のホームページによる公表件数は、17 年度に 38 件以上とする。

ウ 水産資源等の調査方法、水産工学の研究成果等については、行政機関等の策定する基準・指針等への活用を図る。

(3) 毎年各地で研究所等を公開するほか、施設等の条件を生かして観覧業務を実施する。

第 3 予算（人件費の見積りを含む）収支計画及び資金計画

【略】